

家賃補助付きセーフティネット住宅等

家賃補助事務手続きマニュアル

～賃貸人・不動産管理会社向け～

令和7年10月

横浜市建築局住宅政策課

目次

1	事務手続きフロー図	2
2	手続きの詳細	3
1	問合せ・事前相談	3
2	セーフティネット住宅への登録	4
	居住サポート住宅の認定	5
3	交付申請	6
4	入居者資格確認申請（入居者が行う手続き）	8
5	入居届	10
6	実績報告	11
7	補助金支払い	12
3	その他の手続きの詳細	13
1	継続交付申請	13
2	年1回の入居者資格確認	14
3	退去届	15
4	世帯員変更届	17
5	名義承継届	18
6	記載事項変更承認申請	19
7	交付決定の取消し・返還	20
8	入居資格がない人が入居する場合	21
9	代わりに手続きを行う場合	22
	その他シェアハウスの補助額の考え方	23

1 事務手続きフロー図

1 問合せ・事前相談 【P3】

○問合せ先

補助金事務局（横浜市住宅供給公社）（TEL：045-451-7762）

2 セーフティネット住宅へ登録 【P4】

または

居住サポート住宅の認定 【P5】

3 交付申請 【P6】

○申請窓口

補助金事務局

（横浜市住宅供給公社）

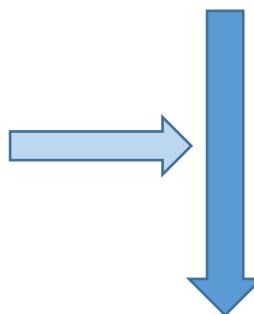
（TEL：045-451-7762）

4 入居者資格確認申請 (入居者が行う手続き) 【P8】

5 入居届 【P10】

6 実績報告 【P11】

7 補助金支払い 【P12】



2 手続きの詳細

1 問合せ・事前相談

●要件の確認

家賃補助を受ける際は、住宅が以下の要件を満たしている必要があります。

	セーフティネット住宅（専用住宅）として登録されること、または居住サポート住宅として認定を受けること ※セーフティネット住宅の登録についての詳細は4ページ、居住サポート住宅の認定についての詳細は5ページをご覧ください。
	横浜市内にある住宅であること
	契約家賃が周辺の家賃相場と均衡を失しない水準以下であること
	敷金は家賃の3か月分、礼金・更新料は家賃の1か月分を超えない額であること

●事前相談

家賃補助の要件や手続きに関するお問合せ先

補助金事務局（横浜市住宅供給公社）

TEL：045-451-7762 FAX：045-451-7707

住所：〒221-0052 横浜市神奈川区栄町8番地1 ヨコハマポートサイドビル6階

受付時間：平日 10:00～12:00、13:00～16:00（土日祝日、年末年始休み）

申請書の様式等は市HPからダウンロードできます。

横浜市 家賃補助付きセーフティネット住宅

検索

2 セーフティネット住宅への登録

●登録方法

専用ウェブサイトからの電子申請により行うことができますので、来訪・郵送は不要です。

専用ウェブサイト「セーフティネット住宅情報提供システム」

<https://www.safetynet-jutaku.jp/>

●登録の流れ



※操作方法については、専用ウェブサイトに掲載されている「事業者向け管理サイト入力マニュアル」をご確認ください。

※補助を受けるためには、「住宅確保要配慮者専用賃貸住宅」である必要があります。登録申請の際、「住宅確保要配慮者専用賃貸住宅である旨」を「はい」として登録してください。

供給促進計画において定める者

要配慮者テスト1	入居可否	公 <input checked="" type="radio"/> 入居可 <input type="radio"/> 入居不可	※30文字以内
要配慮者テスト2	入居可否	公 <input checked="" type="radio"/> 入居可 <input type="radio"/> 入居不可	※30文字以内
要配慮者テスト3	入居可否	公 <input checked="" type="radio"/> 入居可 <input type="radio"/> 入居不可	※30文字以内

住宅確保要配慮者専用賃貸住宅である旨

入居者を住宅確保要配慮者又は当該住宅確保要配慮者と同居するその配偶者等に限る はい いいえ

※「はい」を選択された場合は、「入居可」が「入居不可」に、「入居不可」が「入居可」に変更される可能性がある」と読み替えてください。

※セーフティネット住宅へ登録しただけでは家賃補助は受けられません。

●登録に関するお問合せ先

⚠補助金事務局（横浜市住宅供給公社）と異なっているため、注意してください。

公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会

【住所】〒231-0011 横浜市中区大田町 2-22 神奈川県建設会館 4F

【受付時間】月～金曜日（祝日を除く）9時～17時（12時～13時を除く）

【電話番号】045-664-6896

居住サポート住宅の認定

●事前相談

認定申請・審査を円滑に行うために、事前相談をお願いします。

横浜市 HP をご確認の上、可能な範囲で「居住安定援助計画認定申請書」の内容をご検討いただき、ご相談ください。

居住サポート住宅の認定申請方法

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/torikumi/safetynet/support.html>

○住宅及び制度全般について

<建築局住宅部住宅政策課>

電話：045-671-4121

メールアドレス：kc-jutakuseisaku@city.yokohama.lg.jp

○居住サポートについて

<健康福祉局生活支援課>

電話：045-671-2429

メールアドレス：kf-kyojusup@city.yokohama.lg.jp

●認定申請

事前相談終了後、専用ウェブサイトからの電子申請を行っていただきます。申請方法の詳細は上記の横浜市 HP をご確認ください。

※居住サポート住宅の認定を受けただけでは家賃補助は受けられません。家賃補助を受けるために
は必ず、次の交付申請手続きを行ってください。

3 交付申請

●交付申請手続きの流れ

- ① 賃貸人は、下記の書類を揃えて補助金事務局に提出してください。
委任状を付けることで手続きを代理で行うことができます。
詳しくは「9 代わりに手続きを行う場合」(P22) を参照してください。
いくつかの住宅を申請する場合は申請書をまとめて申請してください。

必要書類		備考
	家賃減額補助金交付申請書(兼委任状)	<ul style="list-style-type: none">・市 HP からダウンロード・記載例も市 HP でご確認ください。
	家賃減額補助金交付申請明細書	<ul style="list-style-type: none">・市 HP からダウンロード・記載例も市 HP でご確認ください。
	賃貸借契約書の写し	<ul style="list-style-type: none">・<u>現在の入居者が住み続けたまま家賃補助を受ける場合のみ提出</u> (申請時点で空室の場合は提出不要)・ひな型ではなく、実際の契約書の写し

«書類の提出先» 補助金事務局

〒221-0052 横浜市神奈川区栄町8番地1 ヨコハマポートサイドビル6階

横浜市住宅供給公社

賃貸事業部住宅セーフティネット推進課（住まいの相談センター 住まいのイン）

- ② 書類審査後、「家賃減額補助金交付決定通知書」及び「家賃減額補助金交付決定明細書」が補助金事務局から賃貸人に送付されます。
- ③ 交付決定を受けた物件は、下記ホームページに物件の一覧が掲載され、物件ごとに不動産会社等の問合せ先が掲載されます。

家賃補助付きセーフティネット住宅一覧

URL : <https://www.yokohama-kousya.or.jp/safety/>

家賃補助付き居住サポート住宅一覧 ※決定次第リンクを掲載します。

【参考】賃貸借契約の内容

- 制度要綱等で規定しているものではありませんが、入居者とのトラブル防止の観点から、次のような内容を賃貸借契約書の特約等に、必要に応じて盛り込んでいただければと思います。

«例»

(特約事項)

第●条 第●条までの規定以外に、横浜市住宅セーフティネット経済的支援住宅家賃減額補助実施要領（平成30年9月11日建住政第1202号。以下「実施要領」という。）に基づき、甲が乙に賃貸する住戸について、家賃補助付きセーフティネット住宅等補助金事務局（以下「補助金事務局」という。）に対し家賃減額補助を申請する場合の特約については、下記のとおりとする。

- 乙は、本物件を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。
- 乙は、本物件に入居後速やかに、乙及び同居者の住民票の写しを補助金事務局に提出しなければならない。
- 乙は、出産、死亡、転入、転出又は氏名変更等入居者等に増減その他の変更が生じたときは、住民票の写しその他変更事項を証明する書類を添えて甲に届け出なければならない。
- 乙が退去する際に、引き続き同居者が入居しようとするときは、甲に通知しなければならない。
- 乙は、毎年度6月末までに、入居者資格確認申請書を作成し、以下の各号に掲げる書類を添付し、補助金事務局に提出しなければならない。
 - 住民票の写し
 - 直近の住民税課税証明書（所得金額の内訳及び控除の内訳が記載されているもの）
 - 入居者資格に係る誓約書兼同意書
 - 納税証明書
 - その他入居者資格に係る証明書等（補助金事務局から提出の求めがあった場合）
- 実施要領に基づき補助金が甲に交付される場合においては、第●条の規定に関わらず、乙が甲に支払うべき額は頭書（●）に記載する家賃の額から当該補助金の額を差引いた額とする。
- 甲が横浜市住宅セーフティネット経済的支援住宅制度要綱（平成30年9月11日建住政第1202号）及び実施要綱に規定する補助の申請手続を怠り、又は適正に行わずに当該補助金が交付されないこととなった場合には、第●条の規定に関わらず、乙は、頭書（●）に記載する家賃の額から、甲が当該申請手続を怠らず又は適正に行っていたならば交付されるべき補助金の額を差引いた額を甲に支払えば足りる。ただし、乙の責に帰すべき理由がある場合においては、この限りではない。

4 入居者資格確認申請（入居者が行う手続き）

●入居者資格確認申請について（入居者等へ依頼）

（1）現在空室で、今後入居者を募集する場合

- ・入居希望者から問合せがあった場合は、入居者資格確認申請を行うよう依頼してください。
- ・入居希望者が「入居者資格確認通知書」を取得した後、以下の点を確認してください。

- ①「入居者資格確認通知書」に記載の有効期限内であること
- ②入居希望者が「入居者資格確認通知書」に記載された者のみであること
- ③「入居者資格確認通知書」に記載された区分
(→この区分をもとに実際の補助額が決まります。)

- ・物件の内覧・賃貸人の審査・家賃債務保証会社の審査等通常どおり行ってください。

（2）現在の入居者が住み続けたまま補助を受けようとする場合

- ・「3 交付申請」の前に、入居者資格確認申請を行うよう入居者へ依頼してください。
- ・補助を開始するためには、入居者がこの申請を行い、「入居者資格確認結果通知書」にて「資格あり」となっている必要があります。

●補助額の確認方法

家賃減額補助金交付決定明細書

住宅名：	△△レジデンス							
部屋番号	入居者負担額の区分			期間	月数	補助額	補助額計	備考
105	家賃	60,000 [円／月]	専有面積	37.20m ²	R4.5.5～R4.5.31	1	33,532	33,532
	第1区分	21,500 [円／月]	第2区分	24,900 [円／月]	R4.6.1～R5.3.31	10	38,500	385,000
	第3区分	28,400 [円／月]	第4区分	32,100 [円／月]				418,532
	第5区分	36,700 [円／月]	第6区分	42,300 [円／月]				
201	家賃	70,000 [円／月]	専有面積	40.00m ²	R4.5.5～R4.5.31	1	37,539	37,539
	第1区分	26,900 [円／月]	第2区分	31,100 [円／月]	R4.6.1～R5.3.31	10	43,100	431,000
	第3区分	35,600 [円／月]	第4区分	40,100 [円／月]				468,539
	第5区分	45,900 [円／月]	第6区分	52,900 [円／月]				
202	家賃	70,000 [円／月]	専有面積		R4.5.5～R4.5.31	1	34,839	34,839
	第1区分	30,000 [円／月]	第2区分	31,100 [円／月]	R4.6.1～R5.3.31	10	40,000	400,000
	第3区分	35,600 [円／月]	第4区分	40,100 [円／月]				434,839
	第5区分	45,900 [円／月]	第6区分	52,900 [円／月]				

「入居者資格確認通知書」に記載された区分をもとに、
「交付決定明細書」の入居者負担額を確認してください。
その金額と家賃との差額が実際の補助額となります。

【参考】入居者資格確認通知書

第2号様式（第9条第2項）

建住政第〇〇号
〇年〇月〇日

横浜市〇〇区〇〇町1-2-3

横浜 太郎 様

横浜市長

印

入居者資格確認通知書（新規）

〇年〇月〇日に申請のありました入居者資格確認申請につきまして、横浜市住宅セーフティネット経済的支援住宅制度要綱（以下「要綱」という。）第9条第2項の規定に基づき、入居者資格の確認を行いましたので、次のとおり通知します。

この場合、太郎さん・花子さん・一郎さんの3名のみ
入居可能です。

1. 入居者及び同居者

入居者	氏名 横浜 太郎	
同居者	氏名 横浜 花子	続柄 妻
	氏名 横浜 一郎	続柄 子
	氏名	続柄

2. 入居者資格及び入居者負担額の区分

入居者資格	有
入居者負担額の区分	第〇区分

この区分をもとに、「交付決定明細書」の入居者負担額を確認してください。

資格が「無」の場合は、補助を受けず、家賃全額を入居者が負担することで入居可能です。

3. 注意事項

- (1) 本通知書は入居者資格を通知するものである。
- (2) 要綱第9条第2項の規定による入居者資格にて経済的支援住宅の賃貸借契約を締結した者に限り有効とします。翌6月以後も継続して家賃減額補助等の対象者となるためには、要綱第9条第3項に基づき、毎年度、入居者資格確認が必要です。
- (3) 1に記載の入居者及び同居者のみが入居できるものとします。
- (4) 要綱第5条第1項第1号イの規定により、子ども（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）又は妊娠している者がいるものにあっては6年以内、配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）を得て5年以内のものにあっては3年以内を家賃減額補助の算定対象とした期間とします。

5 入局届

●手続きの流れ

- ① 契約締結日後速やかに以下の書類を補助金事務局に郵送してください。

必要書類	備考
入居届	・市 HP からダウンロード
賃貸借契約書の写し	
入居者資格確認通知書の写し	
(住民票)	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者が補助金事務局へ直接提出 ・入居者に対し、依頼してください。

《書類の提出先》 補助金事務局

〒221-0052 横浜市神奈川区栄町8番地1 ヨコハマポートサイドビル6階
横浜市住宅供給公社賃貸事業部住宅セーフティネット推進課
(住まいの相談センター 住まいるイン)

※現在の入居者が住み続けたまま補助を受けようとする場合、入居届の提出は不要です。

- ② 「セーフティネット住宅情報提供システム」で入居状況を更新してください。

※居住サポート住宅の場合はこの操作は不要です。

専用ウェブサイト「セーフティネット住宅情報提供システム」事業者管理サイト

<https://safetynet-jutaku.mlit.go.jp/agent/>

住宅管理（一覧） → 該当の住宅を選択 → 住戸情報の「独自 基本情報」をクリック

必須 住戸情報（ひとつ以上必須／現在の登録戸数：1戸）

No.	住戸番号／詳細情報						操作	カゴ	登録区分	状態	
1	111	申請区分	登録申請	住宅区分	一般住宅	面積	600000円	<input checked="" type="checkbox"/> 必須	登録 基本情報	登録	<input checked="" type="checkbox"/> 仮保存
	団取り		専用部面積	11 m ²				<input checked="" type="checkbox"/> 必須	独自 基本情報	独自	<input checked="" type="checkbox"/> 未入力
								<input checked="" type="checkbox"/> 必須	入居者範囲	登録	<input checked="" type="checkbox"/> 仮保存
								<input checked="" type="checkbox"/> 必須	専用部	独自	<input checked="" type="checkbox"/> 未入力

↓

入居状況	部屋状況	<input checked="" type="checkbox"/> 公 <input checked="" type="checkbox"/> 必	<input type="radio"/> 空室 <input type="radio"/> 入居中 <input type="radio"/> 改修中（登録基準に適合させるための改修を含む） <input type="radio"/> 問合せ対応（「お問合せ下さい」と表示）			
	入居可能時期（登録時点）	<input checked="" type="checkbox"/> 公	<input type="radio"/> 登録後ただちに入居可能			
	入居開始年月（登録時点）	<input checked="" type="checkbox"/> 公	<input type="button" value="年"/> 年 <input type="button" value="月"/> 月			
	入居区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公 <input checked="" type="checkbox"/> 必	<input type="radio"/> 相談 <input type="radio"/> 即入居 <input type="radio"/> 空き予定 <input type="radio"/> 空き無し			
	入居者情報		<input type="button" value="選択"/>			

入居中に更新

6 実績報告

「3回」もしくは「5回」を選択できるようになっています。
時期に注意してください。

●時期

- ・家賃減額に要した費用の実績について、毎年度、次の時期に報告を行っていただきます。

3回	5回	報告対象期間	報告時期	支払い時期（目安）
●	●	4～6月分	7月10日まで	9月
	●	7～9月分	10月10日まで	12月
	●	10～12月分	1月10日まで	3月
●	●	1月分	<u>2月5日まで</u>	4月
●	●	2～3月分	<u>3月31日</u>	5月

- ・1月分と2～3月分は報告時期に注意してください。
- ・4月分から1月分については、その期間中入居者がいなかった場合は省略することが可能です。
- ・2～3月分の実績報告については、入居者有無にかかわらず、必ず3/31付で提出が必要です。

●手続きの流れ

- ① 下記の書類を補助金事務局に郵送してください。

	必要書類	備考
	家賃減額補助金実績報告書	<ul style="list-style-type: none">・市HPからダウンロード・記載例も市HPでご確認ください。
	家賃減額補助金実績明細書	<ul style="list-style-type: none">・市HPからダウンロード・記載例も市HPでご確認ください。

«書類の提出先» 補助金事務局

〒221-0052 横浜市神奈川区栄町8番地1 ヨコハマポートサイドビル6階
横浜市住宅供給公社賃貸事業部住宅セーフティネット推進課
(住まいの相談センター 住まいのイン)

- ② 実績報告を受け、「補助金額確定通知書」が補助金事務局から送付されます。

7 補助金支払い

- ① 市が補助金事務局に対して、四半期ごとに対象の住宅すべての分をまとめて支払います。
- ② 補助金事務局から各賃貸人へ補助金が支払われます。

3 その他の手続きの詳細

1 継続交付申請

- ・ 今年度に「3交付申請」の交付決定を既に受けている住宅で、翌年度も継続して家賃補助を受ける場合に必要な手続きです。
- ・ 入居の有無にかかわらず申請することができますが、この手続きを行わないと、4月1日以降補助を受けられなくなってしまうため、注意してください。
- ・ 毎年度2月10日（土日祝日の場合はその直前の開庁日）までに、翌年度の補助金について申請が必要となります。

●手続きの流れ

- ① 下記の書類を補助金事務局に提出してください。

	必要書類	備考
	家賃減額補助金交付申請書（兼委任状）	<ul style="list-style-type: none">・市HPからダウンロード・記載例も市HPでご確認ください。
	家賃減額補助金交付申請明細書	<ul style="list-style-type: none">・市HPからダウンロード・記載例も市HPでご確認ください。

『書類の提出先』 補助金事務局

〒221-0052 横浜市神奈川区栄町8番地1 ヨコハマポートサイドビル6階
横浜市住宅供給公社賃貸事業部住宅セーフティネット推進課

（住まいの相談センター 住まいのイン）

- ② 書類審査後、「家賃減額補助金交付決定通知書」が補助金事務局から送付されます。

2年1回の入居者資格確認

- ・入居者資格確認申請は、入居者が補助金事務局へ直接手続きを行うものです。毎年補助金事務局から入居者に対して申請に関する案内を行います。
- ・毎年度6月頃、入居者が収入要件等の入居者資格を満たしているかどうかの確認を行います
- ・この確認により入居世帯の所得が基準を超えてしまった場合等、入居者資格を満たしていないことが判明した場合は、その入居者の家賃補助は打ち切りとなりますが、本来の家賃額で引き続き入居することは可能です。
- ・入居世帯の所得区分に応じて10月以降の家賃補助の額が決定されますので、賃貸人側で10月以降の家賃引落し額の変更等の対応をお願いします。

3 退去届

●手続きの流れ

- ① 入居者から住宅を退去する旨の報告があった場合には、退去があった日から 30 日以内に補助金事務局に退去届（市 HP からダウンロードできます）を提出してください。

«書類の提出先» 補助金事務局

〒221-0052 横浜市神奈川区栄町8番地1 ヨコハマポートサイドビル6階
横浜市住宅供給公社賃貸事業部住宅セーフティネット推進課
(住まいの相談センター 住まいのイン)

- ② 「セーフティネット住宅情報提供システム」で入居状況を更新してください。
※居住サポート住宅の場合はこの操作は不要です。

専用ウェブサイト「セーフティネット住宅情報提供システム」事業者管理サイト
<https://safetynet-jutaku.mlit.go.jp/agent/>

住宅管理（一覧） → 該当の住宅を選択 → 住戸情報の「独自 基本情報」をクリック

No.	住戸番号/詳細情報	操作	カフォーム	登録区分	状態
1	111 申請区分 登録申請 住戸区分 一般住宅 原賃 60000円 団取り 専用部面積 11 m ²	<input type="button" value="複数登録 申請 基本情報"/> <input type="button" value="複数登録 独立 基本情報"/> <input type="button" value="登録 入居者登録"/> <input type="button" value="登録 専用部"/>	登録 草本情報	登録	仮保存

↓

入居状況	部屋状況	空室	入居中	改修中（登録基準に適合させるための改修を含む）	問合せ対応（「お問合せ下さい」と表示）	
	入居可能時期（登録時点）	空室	入居中	改修中	問合せ対応	
	入居開始年月（登録時点）	年	月			
	入居区分	相談	即入居	空き予定	空き無し	
	入居者情報					

空室に更新

- ③ 退去後の対応

ア 繼続して家賃減額補助を受けたい場合

再度入居者を募集し、入居者が資格を満たしている場合には、継続して家賃減額補助を受けることが可能です。

イ 家賃補助付きセーフティネット住宅等をやめる場合

賃貸人は、入居者が退去した場合や家賃減額補助の対象外の方が入居した場合には、家賃減額補

助金交付決定取消申請書（市HPからダウンロードできます）を補助金事務局に提出することにより、交付決定を取り下げることができます。

※ 交付決定を取り消した後、住宅確保要配慮者以外の者に賃貸する場合は、変更のあった日から 30日以内に住宅確保要配慮者専用賃貸住宅としての登録を解除する必要があります。登録の際と同様に専用ウェブサイトから手続きが可能です。

専用ウェブサイト「セーフティネット住宅情報提供システム」事業者管理サイト

<https://safetynet-jutaku.mlit.go.jp/agent/>

※居住サポート住宅の場合はこの操作は不要です。

4 世帯員変更届

- ・以下のような場合は世帯員変更届の提出が必要になります。
 - ・出産や死亡、新たな同居人の転入、転出などによって入居世帯の構成員に変更があった場合
 - ・入居者の氏名変更等が生じた場合

●手続きの流れ

- ① 入居者から下記の書類を提出してもらいます。

	必要書類
	住民票の写しその他の変更事項を証明する書類

- ② ①で提出された書類と下記の書類を補助金事務局に提出してください。

	必要書類	備考
	世帯員変更届	・市 HP からダウンロード

《書類の提出先》 補助金事務局

〒221-0052 横浜市神奈川区栄町8番地1 ヨコハマポートサイドビル6階

横浜市住宅供給公社

賃貸事業部住宅セーフティネット推進課（住まいの相談センター 住まいのイン）

5 名義承継届

- ・以下のような場合は、現に同居している者が名義を承継（契約者を変更）することができます。
- ・契約者が死亡した場合
- ・離婚や離縁により契約者が住宅を退去した場合
- ・契約者が失踪、拘禁、疾病等による長期不在の場合
- ・契約者が行為能力を喪失した場合 等

●手続きの流れ

- ① 入居者から下記の書類を提出してもらいます。

必要書類	
	契約者と名義を承継しようとする者の住民票の写し

- ② ①で提出された書類と下記の書類を補助金事務局に提出してください。

	必要書類	備考
	名義承継届	・市 HP からダウンロード
	名義を承継しようとする者の名義で 締結した新しい賃貸借契約書の写し	

『書類の提出先』 補助金事務局

〒221-0052 横浜市神奈川区栄町8番地1 ヨコハマポートサイドビル6階

横浜市住宅供給公社

賃貸事業部住宅セーフティネット推進課（住まいの相談センター 住まいのイン）

6 記載事項変更承認申請

・既に提出した家賃減額補助金交付申請書等の記載事項に変更が生じた場合に行っていただく手続きです。

- 例)・申請者が法人の場合で、代表取締役が変更となったとき
・申請者の住所が変わったとき 等

●手続きの流れ

① 下記の書類を補助金事務局に提出してください。

その他必要な書類の提出を求める場合があります。

	必要書類	備考
	家賃減額補助金記載事項変更承認申請書	・市HPからダウンロード
	必要に応じて提出を求める書類	例) ・法人の代表者が変更になったとき ⇒履歴全部事項証明書 等 ・申請者の住所が変わったとき ⇒住民票 等

『書類の提出先』 補助金事務局

〒221-0052 横浜市神奈川区栄町8番地1 ヨコハマポートサイドビル6階

横浜市住宅供給公社

賃貸事業部住宅セーフティネット推進課（住まいの相談センター 住まいのイン）

② 書類審査後、「家賃減額補助金記載事項変更承認書」が補助金事務局から送付されます。

7 交付決定の取消し・返還

- ・家賃補助付きセーフティネット住宅等の賃貸人が下記のいずれかに該当する場合、市長は交付決定の全部又は一部を取り消すことができます。
 - (1) 偽りその他不正の手段により、この補助金の交付決定を受けたとき
 - (2) 要綱及びこれに関連する要領等に違反したとき
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明したとき
- (4) 1年間家賃減額補助金の交付が全くない経済的支援住宅であり、かつ当該年度の交付決定した住宅の戸数が予算の上限に達している場合において、市長が必要と認める場合
- ・交付決定が取り消された場合で、その取消しに係る家賃減額補助金が既に賃貸人に支払われているときは、市長は当該取消しに係る家賃減額補助金について、期限を定めて、その全部又は一部の返還を求めるできます。

8 入居資格がない人が入居する場合

- ・入居希望者が入居者の資格を満たしておらず家賃補助を受けられない場合でも、本来の家賃で入居していただくことが可能です。

手続きの流れ

- ① 通常通り入居希望者と賃貸借契約を締結
- ② 入居状況把握のため、賃貸借契約締結後速やかに入居届を補助金事務局に提出してください。

《書類の提出先》 補助金事務局

〒221-0052 横浜市神奈川区栄町8番地1 ヨコハマポートサイドビル6階

横浜市住宅供給公社

賃貸事業部住宅セーフティネット推進課（住まいの相談センター 住まいのイン）

※入居希望者が家賃補助等を受けず、本来の家賃で入居する場合は、賃貸借契約書の写しの添付は不要です。

- ③ 退去が発生した場合には、通常通り「退去届」を提出してください。

9 代わりに手続きを行う場合

- ・委任状を提出していただくことで、賃貸人の代わりに、不動産店等が申請の手続きを代行することも可能です。

委任状作成時の注意事項

- ・委任状の様式は定めていませんが、下記の事項を含めてください。

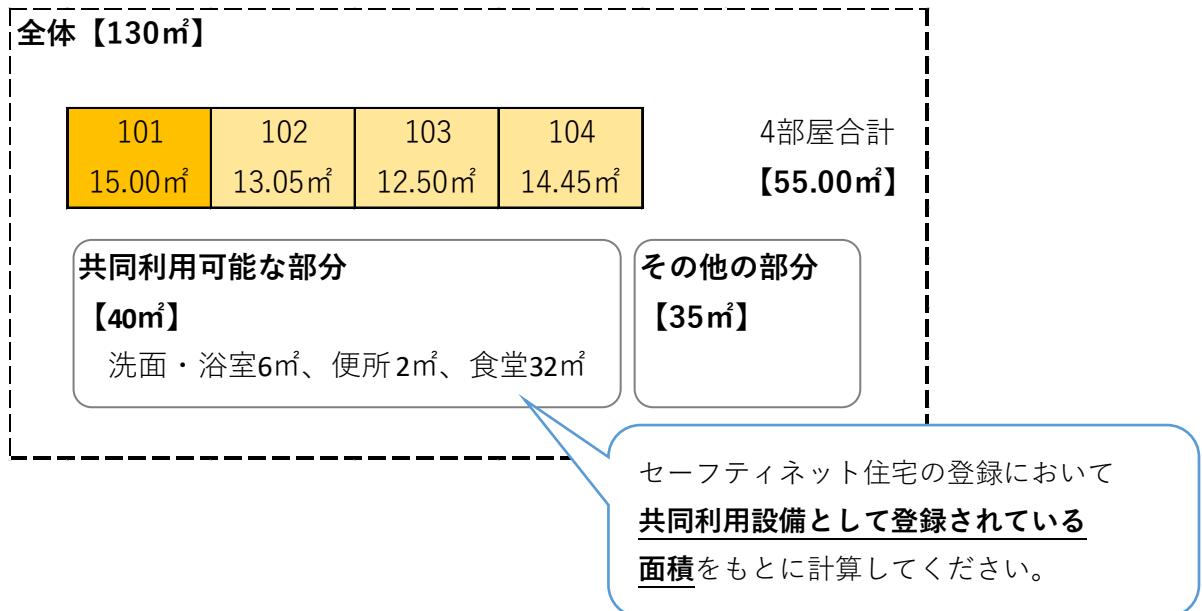
- 賃貸人（委任する者）の住所・氏名・捺印
- 不動産店等（委任される者）の住所・法人名・代表者職種名及び氏名・捺印
- 委任状作成年月日
- 委任事項

例）「横浜市住宅セーフティネット経済的支援住宅制度における一切の手続き」

その他シェアハウスの補助額の考え方

シェアハウスの場合は、専有部分の面積に加え、共同利用できる設備の面積も按分して加えた面積としています。そのため、補助額の算定の仕方が通常の住宅と異なります。交付申請の際には、各部分の面積がわかる図面等を添付してください。

例) 次のようなシェアハウスで、101号室を家賃補助付きセーフティネット住宅にする場合



①101号室の専有部分の面積 15.00 m²

②共用部分の面積（按分にて算出）

$$\begin{array}{r} \text{共用部分} \quad \times \quad \frac{101 \text{号室 } 15.00 \text{ m}^2}{4 \text{部屋合計 } 55.00 \text{ m}^2} \\ 40 \text{ m}^2 \quad \quad \quad = 10.909\cdots \quad \div \quad 10.90 \text{ m}^2 \end{array}$$

計算過程では端数処理を行わず、
最後に小数第三位を四捨五入

①+②=25.9 m²

横浜市 建築局 住宅政策課

横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10 24 階

電話 045-671-4121

FAX 045-641-2756